

1. 議事日程

〔平成22年第2回安芸高田市議会6月定例会第13日目〕

平成22年 6月23日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第57号 安芸高田市退職手当審査会設置条例
日程第3 議案第58号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第63号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例
日程第5 議案第65号 安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例
日程第6 議案第67号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市給食センター（仮称）建築本体工事】
日程第7 議案第68号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事】
日程第8 議案第69号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事】
日程第9 安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会の設置について
日程第10 発議第2号 「教育予算を増額し義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書について
追加日程第1 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番 児玉史則 4番 大下正幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼福祉事務所長	重本邦明
産業振興部長	大野逸夫	建設部長兼公営企業部長	河野正治
消防本部消防長	光下正則	教育次長	田丸孝二
会計管理者	立田昭男	八千代支所長	藤本宏良
美土里支所長	岡田敦男	高宮支所長	宮木雅之
甲田支所長	箕越秀美	向原支所長	三上信行
総務課長	沖野文雄	行政経営課長	武岡隆文
政策企画課長	竹本峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	主任	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

○藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
続いて、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
佐々木事務局長。

○佐々木事務局長 それでは、諸般の報告をいたします。
監査委員より、平成22年5月分例月出納検査の報告がありました。写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において3番
児玉史則君及び4番 大下正幸君を指名いたします。



日程第2 議案第57号 安芸高田市退職手当審査会設置条例

日程第3 議案第58号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第4 議案第63号 安芸高田市自家用有償旅客運送条例

○藤井議長 日程第2、議案第57号「安芸高田市退職手当審査会設置条例」の件から
日程第4、議案第63号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例」までの3
件を一括議題といたします。

本案は総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告
を求めます。

総務企画常任委員長 赤川三郎君。

○赤川総務企画常任委員長 総務企画常任委員会から報告をいたします。
平成22年6月11日付で本委員会に付託されました議案審査の経過を次
のとおり報告します。

付託されました総務企画所管の3議案について、6月17日に総務企画常
任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第57号「安芸高田市退職手当審査会設置条例」は、国家公務員退
職手当法などの一部改正を受け、広島県市町総合事務組合退職手当支給
条例の一部改正が行われることにより、市の附属機関として退職手当の
支給制限などの処分について調査、審議を行うための退職手当審査会を
設置することとなり、条例設定するものです。

委員から、退職金支給後の不正等の場合でも審査会で審議できるのか
との質疑があり、このような事例にも対処できる条項が盛り込まれてい

るとの答弁がありました。

議案第58号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、子どもを養育する労働者に対する育児休業制度を見直す地方公務員の育児休業などに関する法律の一部を改正する法律などに基づき、安芸高田市の職員の育児休業などについて条例により具体的な要件などを改めるものです。

委員から、職員の人員削減を行う中で、職員数と事務量について対策を考えているかとの質問があり、民間活力による事務委託など、第2次行政改革の取り組みの中で調査を図りたいとの答弁がありました。

また討論では、現在の核家族化による子育ての状況や高齢者を抱える家庭の介護状況には、この条例改正は必要であり、人事管理システムの活用などにより、職員が安心して仕事に専念できる環境づくりを行っていただきたいと考えるとの賛成討論がありました。

議案第63号「安芸高田市自家用有償旅客運送条例」は、昨年から試行運転を実施している美土里町智教寺、大所地域と高宮町川根地域について、地域が車両の運行を担う実情に合った公共交通とするため、本年10月からのお太助ワゴンの市内全域拡大に合わせ、自家用有償旅客運送の管理運営にかかわる必要事項を定め、新公共交通システムの導入を図るものです。

これら3件の議案につきまして、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決するものであると決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

なお、本案に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、本案の質疑は省略いたします。

続いて、議案第57号、議案第58号及び議案第63号の3件に対する一括討論を行います。

なお、討論は、議案番号を指定してお願いいたします。

本3件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、本案3件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案3件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例

○藤井議長 日程第5、議案第65号「安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例」の件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されていまして、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田産業建設常任委員長 6月11日に開催された本会議で、本常任委員会に付託されました議案審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託された1議案について、6月21日に本常任委員会を開催し、市長、副市長及び所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第65号「安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例」は、農作物等を鳥獣の被害から守るため本市が事業主体となって防護さくの資材を調達し、防護さくを希望する団体が設置する際に、資材の調達に要する経費の一部を分担金として設置希望団体から徴収するために制定するもので、分担金の額は事業に要する経費から国や市の補助金などを差し引いた額となっております。

審査の中で委員から、資材の発注業者はどのようにして決めるのかとの質疑があり、入札によって業者を選定して発注するとの答弁がありました。

また、予算額と現在の申請件数はとの質疑があり、予算は1,500万円で、8団体が申請されているとの答弁がありました。

慎重に審議し、討論、採決を行いました結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長報告を終わります。

なお、本案に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、本案の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

議案第65号「安芸高田市鳥獣被害防止総合対策分担金徴収条例」に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市給食センター（仮称）建築本体工事】

○藤井議長 日程第6、議案第67号「工事請負契約の締結について【安芸高田市給食センター（仮称）建築本体工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

議案第67号「工事請負契約の締結について」提案理由を御説明いたします。

本案は、（仮称）安芸高田市給食センターの建築本体工事を株式会社栗本と4億749万4,500円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重に御審議をいただき、適切なる議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、議案第67号「工事請負契約の締結について」要点の説明を申し上げます。

安芸高田市給食センターの整備事業に係ります電気設備工事を含みます建築本体工事でございます。契約金額は4億749万4,500円で、契約の相手方は広島市西区南観音7丁目14番20号、株式会社栗本でございます。工事の概要でございますが、鉄骨づくり耐火2階建てで、建築面積が1,307.68平方メートルの建築一式工事と電灯・動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備等電気設備工事でございます。工期につきましては、本議会の議決のあった日の翌日から、平成23年2月28日まででございます。なお、仮契約を6月21日に締結をしておるものでございます。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 工事内容につきましては異議がないんですが、電気設備工事の中で電灯いうのがあるんですが、室内、室外ともどういう状況になるのか、またどういいますか、ソーラーを使えるのか使わないのか、そこらあたりを、電灯の場合はLEDにするのかどうかいうのをちょっとお聞かせ願いたい。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

- 竹本政策企画課長　　ただいまの御質問にお答えします。
電灯等の設備につきましてはLEDの併用及び消費電力等に伴う、そういったものの対応を考えております。また、太陽光発電等に伴うパネルにつきましては、現在の計画では、この設備では大きな効果が望めないということで太陽光等の対応は計画をしておりません。以上です。
- 藤井議長　　以上で答弁を終わります。
14番　青原敏治君。
- 青原議員　　今の太陽光のことなんですが、どう言っているか、地球温暖化とのかかわり合いの中で、ぜひあそこは日照時間もかなりあると思われまので、できればそういう設備を加えていただいたらどうかというふうな思いがするんですが、再度そういうデータがあれば、またデータを通してお聞かせ願いたいと思います。
- 藤井議長　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
政策企画課長　竹本峰昭君。
- 竹本政策企画課長　　ただいまの御質問なんですが、太陽光発電等設置するための投資的経費及び太陽光発電に伴う電力、そういったことの比較検討をする中、効果的に10%程度の電力量の消費を賄うことしかできないという、そういった中、この施設においては、規模からいっても今回導入すべきでないという設計上の判断をさせていただいて今回は見合わせております。以上です。
- 藤井議長　　以上で答弁を終わります。
14番　青原敏治君。
- 青原議員　　先ほどもちょっと答弁漏れじゃなかろうかと思うんですが、そういうデータがあるんですか。きちっとしたデータがあればそれを示していただきたい。
- 藤井議長　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
政策企画課長　竹本峰昭君。
- 竹本政策企画課長　　この場にはその具体的な資料、数値等は持ち合わせておりませんが、先ほど説明させていただきましたように投資的経費、またそういった太陽光を設置する中の電力の賄い、そういった比較する中でできないということで設計上の判断をさせていただいたということです。
そういった資料につきましては、また後ほど提示させていただきたいと思います。
- 藤井議長　　以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
（質疑なし）
- 藤井議長　　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。
（異議なし）
- 藤井議長　　異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号「工事請負契約の締結について【安芸高田市給食センター（仮称）建築本体工事】」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第68号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事】

○藤井議長 日程第7、議案第68号「工事請負契約の締結について【安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第68号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、（仮称）安芸高田市給食センターの機械設備工事を株式会社 中電工と2億6,157万6,000円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますよう、お願いをいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案第68号「工事請負契約の締結について」要点の説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市給食センター整備事業の中の機械設備工事でございます。契約金額は2億6,157万6,000円で、契約の相手方は安芸高田市吉田町吉田196番地86号、株式会社 中電工安芸高田営業所でございます。工事の概要でございますが、空調換気設備、衛生機器設備、給排水設備、合併処理設備等の機械設備工事でございます。工期につきましては本議会の議決のあった日の翌日から、平成23年2月28日まででございます。なお、仮契約につきましては6月18日付で契約を締結したところでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

- 今村議員 1件ちょっとお伺いをいたします。  
契約の方法として事後審査型一般競争入札とございますが、その事後審査型とはいかなることなのか。そして、本件に対する何社の応札があったのか、お知らせを願いたいと思います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。
- 河野建設部長 それでは、事後審査型一般競争入札という、どういう形かということでございますが、事後審査型といいますのは一般競争しました応札業者に対して事後審査を行うということでございますが、予定価格と最低制限価格の中で最低額を応札した業者に対しまして、その最低額が落札候補者となります。落札候補者に対して、条件をしております実要件、同種、同規模の工事实績があるのかとか、管理技術者がおるかといった審査をその落札候補者に対して審査するという方法でございます。  
それから、何社かというところでございますが、県内管工事の業者でございますまして、広島県内に主たる営業所を有する当該ランクの業者総数は10社ございました。そのうち7社が応札し、株式会社中電工が落札したところでございます。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
15番 金行哲昭君。
- 金行議員 1点お聞きします。  
契約金額の2億6,000万の分ですが、これは消費税は含まれとるんですか、それとも入れとらんのか、そこ1点。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
総務企画部長 清水盤君。
- 清水総務企画部長 消費税につきましては含んだもので契約金額を提示しています。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第68号「工事請負契約の締結について」【安芸高田市給食センター（仮称）機械設備工事】の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第69号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事】

○藤井議長 日程第8、議案第69号「工事請負契約の締結について」【安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事】の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第69号「工事請負契約の締結について」の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、（仮称）安芸高田市給食センターの厨房設備工事を有限会社総合厨房設計と2億1,520万8,000円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重に御審議を賜り、適切なる議決をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 議案第69号「工事請負（製造）契約の締結について」の要点を御説明申し上げます。

本案は、安芸高田市給食センター整備事業の中の厨房設備工事でございます。契約金額は2億1,520万8,000円で、契約の相手方は広島市西区井口3丁目1番14号、有限会社総合厨房設計でございます。

計画の調理室はフルドライ方式としております。このフルドライ方式は調理室の底を常に乾燥した状態で使用できるため、室内の湿度が低く保たれ細菌の繁殖を少なくし、底面からの雨水等による汚染や食材からの2次汚染を防止するなど、さまざまな衛生管理上の効果があります。さらに軽装での作業が可能であり、作業効率がよく疲労が軽減される効果が期待できるものでございます。

工事の概要でございますが、3,100食分を調理する設備で、消毒保管設備、保冷設備、加熱設備、洗浄保管設備等の厨房設備等でございます。

工期につきましては、本議会の議決のあった日の翌日から平成23年2月28日まででございます。なお、仮契約につきましては、6月10日付で締結を行っておるところでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 本案件につきましては、前2議案とともに分離発注という形だろうと

いうふうに考えます。この案件、3議案ともですね、工期が2月28日ということで同じ日付になっておるんです。したがって、内容を見ますとそれぞれ本体工事であったり、機械工事であったり、電気工事であったりというふうに、あるいは厨房工事というふうに分かれておるわけですが、この工事のいわゆる工程につきまして施工監理していくという観点から、本体工事のほうがやや優先もしなきゃならんでしょうし、それについて電気工事のほうが後から追っかけるといったような形がこの3議案については考えられると思うのですが、その点、当然2月の28日ということですから、試験運用を含めての期間を、あるいは手直し工事等々含めて3月末までの余裕を持ってあるわけですけれども、この3つの案件について、工事の施工監理上どのような注意点を持ってそれぞれの業者の施工監理に当たって行くかということについてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 先ほどの工程上につきましては、議員御指摘のとおり本体工事を主体とした工程の期間をまず用意させています。その中に機械設備工事、厨房設備工事等をその中で整備する、そして2月末整備を伴い、3月は試験運行、そういった形を想定した期間として対応させていただきたいという思いでございます。

なお、工程上の注意等につきましては、今回この3つの事業に分けさせていただいたわけですが、その施工監理として今回監理業務の入札も行わせていただきます。そうした中、塩見設計が落札しまして、そこが工程上の連携及びその調整等対応してやっていきたい、そのように考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 工事概要の説明で厨房設備工事ということで4点ほどちょっと話をされましたが、5点目に残菜処分設備というのがございますけれども、この設備工事はどういった内容のものかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 この残菜処分設備というのは、残菜等における水分を出す、取る、脱水する仕組みの設備を用意したい、できるだけ軽量にする中でそれをまた処分として出していくという手法をとるものです。まず、残菜等の中から水分を脱水する設備のものであるというふうに御理解いただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 そういった設備であるということは理解しましたが、既にアグリフー

ズ等でも残菜の処分はされていると思うんですが、だから水分を抜かしたりして軽量にして、最終的な処分というのはアグリとの関連があると判断してよろしいのでしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長

この処分の手法がアグリと連携があるかいうと、直接アグリとの連携があるといったものではございません。今回の給食センターで出る残菜等の処分の手法を、脱水し、軽量にして産業廃棄物として処分すると、そういう対応のものを計画したものでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第69号「工事請負契約の締結について」【安芸高田市給食センター（仮称）厨房設備工事】の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9 安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会の設置について

○藤井議長

日程第9、安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会の設置についての件を議題といたします。

お諮りいたします。安芸高田市葬斎場建設にかかわる調査を行うため、委員会条例第6条の規定によって、議長を除く19人の委員で構成する安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会を設置することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

ここで10時55分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時39分 休憩

午前 10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、先ほど設置されました安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告をいたします。

安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会委員長に赤川三郎君、同副委員長に秋田雅朝君でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第10 発議第2号 「教育予算を増額し義務教育費国庫負担制度堅持」
を求める意見書について

○藤井議長 日程第10、発議第2号「教育予算を増額し義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 青原敏治君。

○青原議員 発議第2号「教育予算を増額し義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書について提案理由の説明を行います。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件「教育予算を増額し義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書提出に関する陳情について、6月18日に委員会を開催し、審査した結果、採択いたしました。

この陳情を踏まえ、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について国庫負担率を2分の1に還元することを含め、制度を堅持すること。学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することなどについて求める意見書を政府に対し提出するものです。何とぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第2号「教育予算を増額し義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書についての件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 ただいま議会運営委員長及び各常任委員長並びに葬斎場建設調査特別委員長から、所管事務調査については、会議規則第102条の規定により

閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨の申し出がありました。  
この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、この際、閉会中の継続調査の件についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 閉会中の継続調査の件について

○藤井議長 追加日程第1、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。
お諮りいたします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに葬斎場建設調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成22年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員